

198 私立法律学校特別監督条規第二条に付私立法律学校へ通

達案

〔明治十九年十二月十五日〕

(欄外注記1)

明治十九年十二月十五日

書記

(富塚恂  
花押)

私立法律学校監督委員長

(穂積陳重  
印)

監督条規第二条ニ関スル私立法律学校エ之通達案

私立法律学校特別監督条規第二条ニ必要ノ普通学科ヲ修メ候者  
ト有之候ハ尋常中学科卒業之者ヲ以テ右普通学科ヲ修メタル者  
ト認メ候義ニ有之候尤当分之内ハ国語漢文数学(四則、分数、  
比例)地理、歴史ノ五課目ヲ修メタル者ハ尋常中学科卒業ノ者  
ニ非ラサルモ入学センメ候而不苦候条此段及御通達候也

明治十九年十二月十五日

私立法律学校監督委員長

法科大学教授 穂積陳重

私立法律学校主宛

(欄外注記1)

〔十二月十五日送達済〕

〔『私立法律学校往復及雜書綴込』明治十九年、印〕